予防接種制度の見直しについて (第一次提言)

参考資料

予防接種体系図

通常時に行う予防接種

一類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

発生及びまん延を予防する ことを目的とする 【努力義務】あり

【実費徴収】 可能

二類疾病の定期接種

【努力義務】なし

【実費徴収】 可能 (季節性インフルエンザ)

個人の発病又はその重症 化を防止し、併せてそのま ん延予防に資することを目 的とする

まん延防止に比重

ウイルスの突然変異 新たな感染症の発生 等

個人の重症化防止に比重

臨時に行う予防接種

現行の臨時接種

痘そう、H5N1インフルエンザ を想定

社会経済機能に 与える影響 緊急性、病原性 【努力義務】あり

【実費徴収】 不可

新臨時接種(仮称)

【努力義務】なし

【実費徴収】 可能

予防接種に関する公的関与の度合い

公的関与の度合い

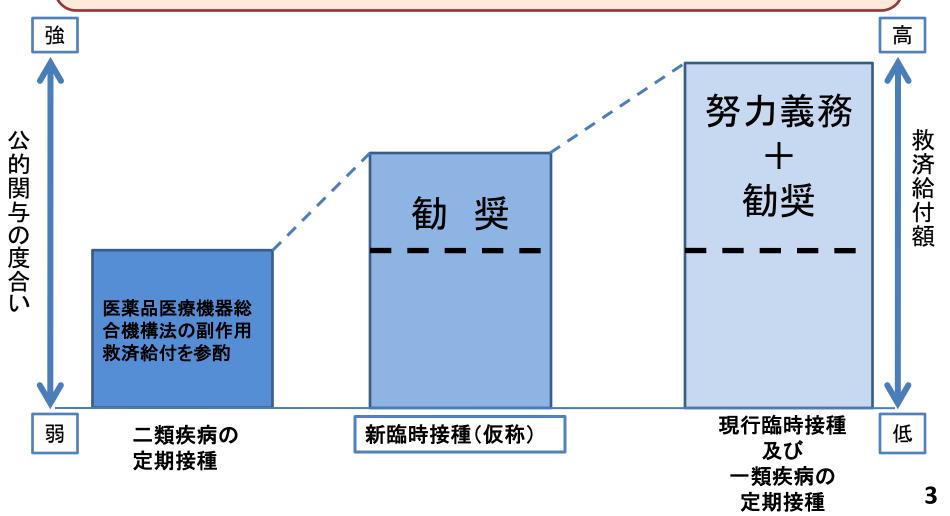
弱

	努力義務	勧奨	接種費用の 自己負担
臨時接種	0	(接種を受けるよう勧める)	なし
一類疾病の 定期接種	0	(接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能
新臨時接種(仮称)	×	(接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能
二類疾病の 定期接種	×	ー (接種を受ける法律上の義 務はないことを周知する)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能

(注) 勧奨や周知の具体的な方法としては、公報や個別通知、各種メディアを通じた広報など適切に選択し実施

新たな臨時接種(案)に係る救済給付の水準について

新たな臨時接種(案)の健康被害救済の給付水準については、「現行臨時接種及び一類疾病の定期接種」と「二類疾病の定期接種」の間の水準とする



給付額の比較

-		_			
	臨時接種及び 一類疾病の定期接種	二類疾病の定期接種	(参考) 医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度		
医療費	健康保険等による給付の額を除い た自己負担分	一類疾病の額に準ずる	健康保険等による給付の額を除 いた自己負担分		
医療手当	通院3日未満(月額) 33,800円 通院3日以上(月額) 35,800円 入院8日未満(月額) 33,800円 入院8日以上(月額) 35,800円 同一月入通院(月額) 35,800円	一類疾病の額に準ずる	通院3日未満(月額) 33,800円 通院3日以上(月額) 35,800円 入院8日未満(月額) 33,800円 入院8日以上(月額) 35,800円 同一月入通院(月額) 35,800円		
障害児養育 年金	1級(年額) 1,531,200円 2級(年額) 1,225,200円		1級(年額) 850,800円 2級(年額) 680,400円		
障害年金	1級(年額) 4,897,200円 2級(年額) 3,915,600円 3級(年額) 2,937,600円	1級(年額) 2,720,400円 2級(年額) 2,175,600円	1級(年額) 2,720,400円 2級(年額) 2,175,600円		
死亡した 場合の補償	死亡一時金 42,800,000円	生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円	生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円		
		生計維持者である場合 遺族年金 (年額)2,378,400円 (10年を限度)	生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,378,400円 (10年を限度)		
葬祭料	199,000円	一類疾病の額に準ずる	199,000円		
介護加算	1級(年額) 839,500円 2級(年額) 559,700円				
(注1)具体的な給付額については、政令で規定。 (注2) 単年病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている ◢					

(なお、特別措置法についても同様)。

(注2)二類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている4

(参考)現行予防接種法の概要

予防接種法の概要

概要

○ 予防接種の類型は以下のとおり

■ 定期接種

- → 一類疾病又は二類疾病のうち、政令で定められた対象疾病と接種対象者に対して、期日又は期間を定めて市町村が行うもの
- ▶ 費用については市町村が支出(経済的困窮者を除き、被接種者からの実費徴収が可能。)
- ▶ 一類疾病の定期接種については、予防接種を受ける努力義務あり

■ 臨時接種

- ▶ 一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防 上緊急の必要があると認められる場合に、期日又は期間を定めて都道府 県又は市町村が行うもの
- ▶ 費用については都道府県又は市町村が支出(被接種者からの実費徴収はできない。)
- 予防接種を受ける努力義務あり
- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償(死亡一時金等)、障害年金等が支払われる

予防接種法の対象疾病

